

松山市木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の
許可及び業務の執行に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年規則第10号。以下「施行規則」という。）及び本市が定める一般廃棄物処理計画に基づき、木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可及び業務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という）及び松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号）によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 木くず 事業活動に伴って排出された木くずのうち、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第2号に規定するものを除き、再生利用が可能な一般廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物処分業 法第7条第6項に規定する業をいう。
- (3) 申請者 木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者をいう。
- (4) 許可業者 木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。
- (5) 処分 木くずを破砕又は破砕・堆肥する行為をいう。
- (6) 再生品 木くずの処分が終了したものをいう。
- (7) 再生利用 再生品を製品又は原材料として利用することをいう。
- (8) 事業場 木くずの処分を行う場所又は行おうとする場所をいう。

(事前協議)

第3条 申請者は、木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、その旨を協議することができる。

2 市長は、事前協議書の提出を受けた場合は、必要に応じて愛媛県その他関係機関の意見を聴くとともに、その内容を審査し、生活環境保全上支障なく、かつ、当該処理が適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、当該事前協議書を修正し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨を申請者に指示するものとする。

4 申請者は、第2項の規定による通知を受けた後、その内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前協議書を市長に提出しなければならない。同項及び前項の規定は、この場合について準用する。

(許可申請)

第4条 申請者は、施行規則第12条第2項第2号に基づき、次に掲げる書類を申請書に添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の通知を受けた申請者にあつては、当該通知に係る事業計画から変更がない場合に限り、当該通知の写しを添付し、これに代えることができる。

- (1) 次の事項を記載した事業計画書
 - ア 全体計画の概要

イ 処理施設の概要

(ア)処理施設の種類

(イ)設置場所

(ウ)設置年月日，許可年月日，許可番号

(エ)処理能力

(オ)処理施設の処理方式及び設備の概要

(カ)環境保全設備の概要

ウ 処分業の具体的な計画

(ア)標準的な作業内容

(イ)作業時間

(ウ)休業日

(エ)従業員数内訳

エ 環境保全措置の概要

(ア)処理施設において講ずる措置

(イ)保管施設において講ずる措置

オ 再生品の売却先を記載した書類

(ア)再生品を購入する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

(イ)再生品の用途

(2) 施設の構造を明らかにした平面図，立面図，断面図及び設計計算書

(3) 施設の能力を証する書類

(4) 施設の配置を明らかにした事業場内の平面図

(5) 受入方法を説明した書類

(6) 処理工程を説明した書類

(7) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

(8) 物と金銭のフロー図

(9) 当該業務における収支の計画書

(10) 処分する木くずに関する書類

(11) 再生品の引渡し先が確実であることを証する書類

(12) 本市の法第7条第1項の許可証の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

(許可基準)

第5条 市長は，施行規則第13条第2項第4号に基づき，次の各号の全てに適合する場合にのみ，木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可をするものとする。

(1) 申請者は，当該許可申請の日から遡り，過去5年の間に，本市における行政処分を受けていないこと。

(2) 本市において，法第7条第1項の許可を取得し，2年以上当該業務に基づく事業を行っていること。

(3) 関係地域住民の同意を得ていること。

(4) 事業場について，次の事項を満たしていること。

ア 木くずが飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないよう，必要な措置を講じた

設備を有すること。

- イ 汚水が生じる場合，汚水が流出し，及び地下に浸透しないよう，必要な措置を講じた設備を有すること。
- ウ 事業計画に応じた計量器を有すること。
- エ 産業廃棄物と混同することがないように，必要な措置を講じた設備を有すること。

(5) 処分の事業は，次の事項を満たしていること。

- ア 処分する木くずを明確にしていること。
- イ 本市の区域外において発生した木くずを処分しないこと。ただし，木くずが発生し，又は発生した区域の長から協議を受け，市長が承認した場合は，この限りでない。
- ウ 木くずは，受け入れた事業場において処分を完了すること。
- エ 再生利用先が明確であること。
- オ 再生品は，売却する場合以外に事業場の外へ出さないこと。ただし，特に市長が認めた場合は，この限りでない。
- カ 木くずの受け入れ量，及び再生品の引き渡し量は，常に把握すること。
- キ 支出が収入を上回らないこと。ただし，事業の開始から当面の間，支出が収入を上回る場合において収支の計画が妥当な場合を除く。

(許可業者の責務)

第6条 許可業者は，施行規則第16条第2項に基づき，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 木くず及び再生品の保管は，風雨にさらされない場所で，かつ底面を不浸透性材料で覆われた施設で行うこと。
- (2) 事業場内に産業廃棄物を保管する場所がある場合は，一般廃棄物と産業廃棄物が混同しないよう，仕切りを設けるなど，区別すること。
- (3) 本市区域外において発生した木くずは，受け入れないこと。ただし，第5条第5号イただし書により，市長が承認している場合は，この限りでない。
- (4) 事業計画のとおり業務を行うこと。
- (5) 次の事項を記載した書面を添付した木くずでなければ受け入れないこと。
 - ア 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - イ 搬入者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - ウ 搬入量
- (6) 前号の書類は，処分終了後2年間保管すること。
- (7) 帳簿を備え，それぞれ次の事項を記載すること。
 - ア 木くずの受け入れ
 - (ア) 受入年月日
 - (イ) 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - (ウ) 受入量
 - イ 木くずの処分
 - (ア) 処分年月日
 - (イ) 処分量

ウ 再生品の引き渡し

(ア) 引渡年月日

(イ) 引渡先の氏名又は名称及び住所並びに連絡先。ただし、事業計画に記載がある場合は、氏名又は名称

(ウ) 引渡数量

(8) 木くずを受け入れたときは、計量すること。

(9) 再生品を事業場の外に出すときは、計量すること。

(報告)

第7条 許可業者は、施行規則第17条第2項に基づき、次の事項について、当月分の事業の実施状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(1) 木くずの受け入れ

ア 総受入量

イ 日ごと、排出者ごとの量

(2) 木くずの処分

ア 総処分量

イ 日ごと処分量

(3) 再生品の引き渡し

ア 総引渡数量

イ 日ごと、引渡先ごとの量

ウ 引渡額

(4) 再生品の保管

ア 総保管量

(変更)

第8条 許可業者は、次の事項に係る事業計画の内容を変更しようとする場合又は変更しなければならない事由が生じた場合には、直ちに変更した事業計画を市長に提出し、指示を求めなければならない。

(1) 処理能力

(2) 処理施設

(3) 事業場の位置

(4) 処分の方法

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

付 則

この基準は、平成19年11月27日から施行する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年7月7日から施行する。